

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の主な内容

## 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年10月文京区条例第39号）の一部を改正する。

## 2 新旧対照表

改正後（案）		現行	
一条～第五条（略）		第一条～第五条（略）	
別表第一（第四条関係）		別表第一（第四条関係）	
機関	事務	機関	事務
一から十二まで（略）		一から十二まで（略）	
十三 区長	<u>大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	（新 設）	<u>（新設）</u>
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
機関	事務	機関	事務
一から十三まで（略）		一から十三まで（略）	
十四 区長	<u>大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>	<u>（新設）</u>
付 則			
<u>この条例は、令和八年十月一日から施行する。</u>			